

# 業務及び財産の状況に関する説明書

(2022年 12月期)

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 に基づき、すべての事営業所又は事務所に備えて置いて公衆の縦覧に供するために作成したものです。

キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社

# 1. 当社の概況及び組織に関する事項

## 1.1 商号

キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社

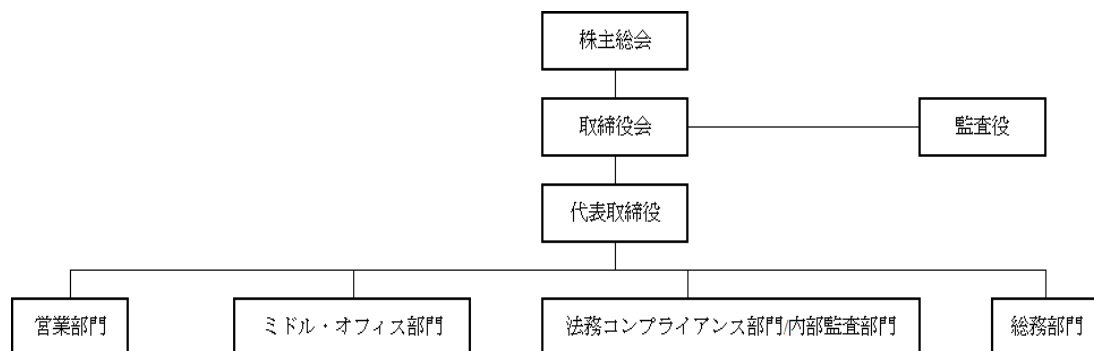
## 1.2 登録年月日及び登録番号

2018年1月11日（関東財務局長（金商）第3033号）

## 1.3 沿革

2014年8月	キャニオン・キャピタル・ジャパン合同会社として設立
2018年1月	第二種金融商品取引業の登録
同月	一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入
同年12月	キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社に組織変更
同月	資本金を9000万円に増資
2019年6月	第一種金融商品取引業の変更登録
同年8月	日本証券業協会に加入

## 1.4 経営の組織



## 1.6 株主の状況

氏名又は名称	株式の保有数	議決権数の割合
Canyon Capital Japan Holding LLC	850 株	100%

## 1.7 役員の名

役職名	氏名	代表権の有無	常勤、非常勤の別
代表取締役	西川友也	有	常勤
代表取締役	ジョナサン・キャプラン	有	非常勤
代表取締役	ルイス・シルバ	有	非常勤
監査役	神田英一	無	非常勤
監査役	マイケル・ヤング・チェイ	無	非常勤

## 1.8 政令で定める使用人の氏名

### 1.8.1 金融商品取引業等に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名

氏名	役職名
夏堀操	内部管理統括責任者 法務コンプライアンス責任者

### 1.8.2 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者の氏名

該当なし

### 1.8.3 投資助言、代理業に関し、金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の営業所又は事務所の業務を統括する者の氏名

該当なし

## 1.9 業種の種別

金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務

第二種金融商品取引業

#### 1.10 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名称	所在地
本店	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号丸の内ビルディング 34 階

#### 1.11 他に行っている事業の種類

市場調査及び市場情報提供業務（投資助言・代理業に該当しないもの）並びにこれらに附帯する業務

#### 1.12 苦情処理及び紛争解決の体制

法務コンプライアンス部門は、当社の「苦情、紛争処理規則」に基づき、苦情等に対応している。同部門は、苦情等を受けた場合、直ちに役員に報告し、必要に応じて協議することとしている。

当社は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）との間で業務委託契約を締結している。そのため、投資家は、FINMAC を通じて紛争解決を求めることができる。

当社内において苦情に対応する場合、当社役員との協議に加え、必要に応じて、弁護士等の外部専門家とも協働することとしている。また、投資家への対応にあたっては誠実に十分な説明を行うこととしている。

加えて、当社は、苦情等を受けた場合、その内容に応じ、同様の事態の発生を防ぐための再発防止策を策定し、役職員に周知することとしている。

#### 1.13 加入している金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

#### 1.14 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当なし

#### 1.15 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

## 2. 業務の状況に関する事項

### 2.1 直近の事業年度における業務の概要

当社はグループ会社が投資運用を行っている海外の第一項および第二項有価証券の私募の取扱を行っている。2022年度は前年度と比較して私募の取扱件数が増加した。

## 2.2 業務の状況を示す指標

### 2.2.1 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2022年12月期	2021年12月期	2020年12月期
資本金	90	90	90
発行済株式総数	850	850	850
営業収益	325	318	379
(受入手数料)	325	318	379
( (委託手数料) )	0	0	0
( (その他の受入手数料) )	325	318	379
(トレーディング損益)	0	0	0
その他の営業収益	0	0	0
金融収益	0	0	0
純営業収益	325	318	379
経常損益	24	22	28
当期純損益	11	8	9

### 2.2.2 有価証券引受け、売買等の状況

(a) 株券の売買高及びその受託の取扱高

該当なし

(b) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高

(単位：百万円)

	2022年12月期	2021年12月期	2020年12月期
私募の取扱高	3,600	3,600	5,900

(c) その他の業務の状況

取引実績なし。

(d) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	2022年12月期	2021年12月期
自己資本規制比率 (A/B*100)	275.9	282.8
固定化されていない自己資本 (A)	275	257
リスク相当額 (B)	99	90
市場リスク相当額	0	0
取引先リスク相当額	25	0
基礎的リスク相当額	74	92

(e) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	2022年12月期	2021年12月期	2020年12月期
使用人	5	4	6
(うち外務員)	4	3	5

#### 4. 財産の状況に関する事項

##### 4.1 経理の状況

##### 4.1.1 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		
科 目	2022年12月期	2021年12月期
流動資産		
現金・預金	194	211
前払費用	20	20
未収入金	92	47
流動資産計	307	286
固定資産		
有形固定資産	0	2
建物	0	0
器具備品	0	2
投資その他の資産	43	47
差入保証金	43	47
固定資産計	43	50
資産合計	351	336

(単位：百万円)

負債の部		
科 目	2022年12月期	2021年12月期
流動負債		
未払金	0	1
未払費用	5	3
未払法人税等	6	4
その他の流動負債		0
流動負債計	11	8
固定負債	-	-
負債合計	11	8

(単位：百万円)

純資産の部		
科 目	2022年12月期	2021年12月期
株主資本	339	327
資本金	90	90

資 本 剰 余 金	172	172
資 本 準 備 金	80	80
その他資本剰余金	92	92
利 益 剰 余 金	77	65
その他利益剰余金	77	65
繰越利益剰余金	77	65
純 資 産 合 計	339	327
負債・純資産合計	351	336

#### 4.1.2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2022年12月期	2021年12月期
営 業 収 益	325	318
受 入 手 数 料	325	318
その他の受入手数料	325	318
純 営 業 収 益	325	318
販売費・一般管理費	301	294
営 業 利 益 ( 又 は 営 業 損 失 )	24	23
営 業 外 収 益	0	0
営 業 外 費	0	1
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )	24	22
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	24	22
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12	14
当期純利益 (又は当期純損失)	11	8



#### 4.1.3 株主資本等変動計算書

2020年12月期

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式		株主資 本合計
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰 余金合 計			
2020年1月1日残高	90	80	92	172		47	47		309	309
事業年度中の変動額										
新株の発行										
当期純利益						9	9		9	9
事業年度中の変動額合計						9	9		9	9
2020年12月31日残高	90	80	92	172		57	57		319	319

2021年12月期

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式		株主資 本合計
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰 余金合 計			
2021年1月1日残高	90	80	92	172		57	57		319	319
事業年度中の変動額										
新株の発行										
当期純利益						8	8		8	8
事業年度中の変動額合計						8	8		8	8
2021年12月31日残高	90	80	92	172		65	65		327	327

2022年12月期

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式		株主資 本合計
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰 余金合 計			
2022年1月1日残高	90	80	92	172		65	65		327	327
事業年度中の変動額										
新株の発行										
当期純利益						11	11		11	11
事業年度中の変動額合計						11	11		11	11
2022年12月31日残高	90	80	92	172		77	77		339	339

[注記事項]

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

該当なし

有価証券及びデリバティブの取引は行っておらず、今後もその予定はないため、評価基準を設定しておりません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～3年

器具備品 3～5年

② 無形固定資産

該当なし

(3) 引当金の計上基準

該当なし

(4) 繰延資産

該当なし

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更等

該当なし

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価

該当なし

(2) 偶発債務の内容及び金額

該当なし

(3) 関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
その他の流動資産	85	その他の流動負債	
計	85	計	

(4) その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

該当なし

4. 損益計算書に関する注記

(1) 受入手数料の内訳

(単位：百万円)

区 分		備 考
その他の受入手数料	325	適格機関投資家機関投資家に対する第一項及び第二項有価証券の私募の取扱い等の業務の対価として完全親会社であるCanyon Capital Advisors, LLCから収受した手数料を「その他の受入手数料」として記載
(株 券)		
(債 券)		
(受 益 証 券)		
(そ の 他)	325	
受 入 手 数 料 計	325	
(株 券)		
(債 券)		
(受 益 証 券)		
(そ の 他)	325	

金融商品取引法第2条第1項第14号に掲げる信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券に係る受入手数料の額については、内容により、適宜区分して計上することになります。

(2) トレーディング損益の内訳

該当なし

(3) 金融収益及び金融費用の内訳

該当なし

(4) その他損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

該当なし

5. 有価証券及びデリバティブ取引に関する注記

該当なし

6. 一株当たり当期純損益

(1) 一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額を記載する。

一株当たり当期純利益は、13,417.9円となります。

(2) 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、イに規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

該当なし

7. 借入金の主要な借入先及び借入金額

直近の二事業年度を通じて該当なし

8. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

直近の二事業年度を通じて該当なし

9. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

直近の二事業年度を通じて該当なし

10. 財務諸表に関する公認会計士又は監査法人の監査証明の有無

直近の二事業年度を通じて無し

## 5. 管理の状況

### 5.1 内部管理の状況の概要

当社は、当社の関連会社（当社及びその関連会社を総称して、以下「キャニオングループ」といいます。）において組成した外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国集団投資スキーム持分につき、特定投資家（基本的に信託銀行、投資運用会社、保険会社等の適格機関投資家）に対する私募の取扱業務を主に行っております。

上記の営業が適切な形で行われるよう、当社では概要以下の内部管理態勢を構築しております。

#### 5.1.1 営業担当による取得勧誘の方法

当社の営業部門に所属する営業担当が、国内に所在する特定投資家を訪問し、取扱商品の Offering Memorandum、Due Diligence Questionnaire、その他の資料を用い、その内容を説明しております。

営業担当は、単に当該投資家が適格機関投資家であるか、特定投資家であるか等といった法令上の基準のみに依拠することなく、適合性の原則（金商法第 40 条第 1 号）に倣い、個別の投資家の属性（金融商品の知識、投資経験、財産状況等）に応じ、当該投資家において当該ファンド持分についての投資判断を行うために必要な情報（当該金融商品の内容、仕組み等）について十分な説明を行い、また、投資家から説明の要望がなされた事項について誠実に説明を行っております。また、これを確保するために、営業責任者は、各投資家に対する取得勧誘の前に、十分なヒアリングを行い、投資家属性を適切に把握した上、当該情報を適切に管理しております。

営業担当は、当社の法務コンプライアンス部門、監査役及び Canyon Capital Advisors, LLC 等のキャニオングループの事業体が、事後的に勧誘方法及び内容の適切性を検証できるよう、投資家に対して行った説明内容及び使用した資料を、営業行為の都度、正確に記録しております。

#### 5.1.2 当社法務コンプライアンス部門等における検証

当社の法務コンプライアンス部門の責任者又は担当者は、営業担当による営業行為に関する記録を営業行為ごとに検証しております。また、その説明内容又は方法の適法性又は適切性に疑義を抱く場合は、営業担当に対する聴き取り、キャニオングループの法務コンプライアンス部門との協議、当社監査役との協議及び外部弁護士との協議のいずれか適切な措置を講じ、必要がある場合には、営業担当に対する指導その他必要な対処を行っております。また、法務コンプライアンス責任者及び担当者は、協議及び措置の内容を正確に記録しております。

### 5.2 分別保管の状況

#### 5.2.1 顧客分別金信託の状況

該当なし

5.2.2 有価証券の分別保管

該当なし

5.2.3 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

該当なし

**6. 連結子会社等の状況に関する事項**

6.1 企業集団の構成

該当なし

6.2 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当なし

以 上